

《 軽自動車税の減免基準 》

① 身体障害者手帳をお持ちの方

障 が い の 区 分		本人運転	家族運転・常時介護者運転
視覚障がい		1級～3級、4級の1	1級～3級、4級の1
聴覚障がい		2級～3級	2級～3級
平衡機能障がい		3級	3級
音声機能障がい		3級（喉頭摘出者に限る）	—
上肢不自由		1級～2級	1級～2級の1、2級の2
下肢不自由		1級～6級	1級～2級、3級の1
体幹不自由		1級～3級、5級	1級～3級
乳幼児期以前の非進行性脳 病変による運動機能障がい	上肢機能	1級～2級（一上肢のみの場合を除く）	1級～2級（一上肢のみの場合を除く）
	移動機能	1級～6級	1級～3級（一下肢のみの場合を除く）
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸の機能障がい		1級、3級～4級	1級、3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		1級～4級	1級～3級
肝臓機能障がい		1級～4級	1級～3級

(注意) 複合障がいにより身体障害者手帳の等級が上がっている場合は、個々の障がい等級で判定します。手帳の中に記載されている障がい区分を必ずご確認ください。

② 療育手帳をお持ちの方

障 が い の 区 分	本人運転	家族運転・常時介護者運転
	—	障がいの程度「A」

③ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

障 が い の 区 分	本人運転	家族運転・常時介護者運転
	—	1級

④ 戦傷病者手帳をお持ちの方・・・対象となる障がいの等級については、税務課までお尋ねください。